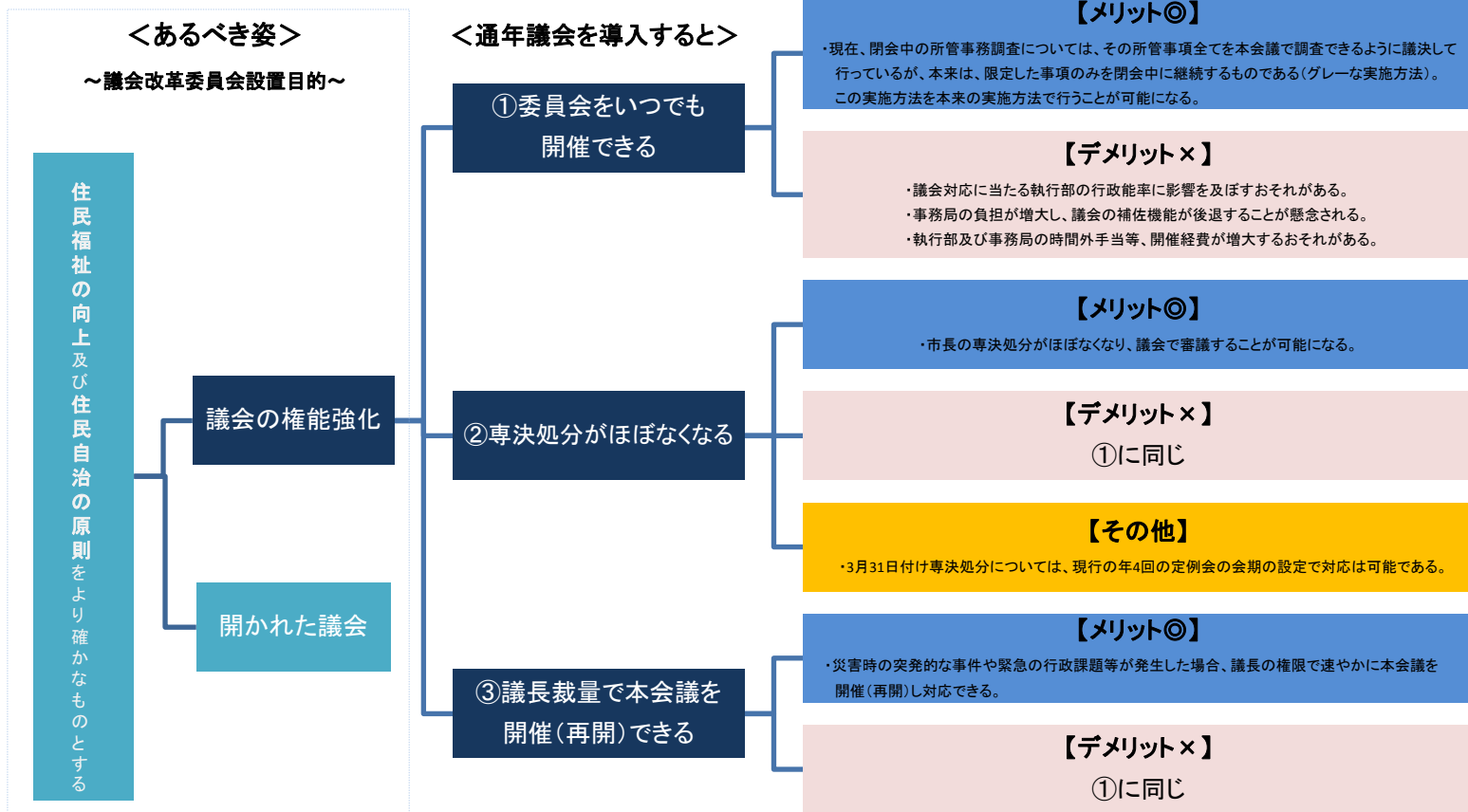


～通年議会のあるべき姿と今後の検討課題～

平成28年10月12日(水)
議会改革委員会資料



<その他のデメリット>

- ・ 定例会が年1回となることに伴い、定例会最初の日に議員定数に不足し流会した場合、再度招集はできないので、1年間臨時会での対応となる(臨時会は、告示案件しか審議できないので、一般質問もできない)。
- ・ 予定のなかった会議が開催される可能性があり、議員の日程調整に支障が出る可能性が高まる。
- ・ 会期が通年になると、議員としての活動は変化せざるを得なくなる。有権者や支持団体との対話をはじめ、自己啓発のための勉強会への参加など、政務活動のための時間は短縮を余儀なくされる。
- ・ 1年間を通して会期中となることから、一事不再議の原則により、会期中に議決した事件と同一の事件を提出できない時間が長くなる。

(参考)中邨章(2016)『地方議会人の挑戦——議会改革の実践と課題』より

どのような制度を取り入れても、利点の裏には欠点がある。これは、通年会期制についても例外ではない。この制度には評価すべき点が多い。しかし、それと同程度の欠陥もある。通年会期制はごく最近、はじまったばかりである。この制度の評価には、なお数年、実績を眺めることが必要とされる。(中邨2016:108)

上越市などで議会は、通年議会制の導入につき検討を続けてきている。その一方、通年制を廃止したところもある。(中邨2016:108)